

獲得動詞と作成動詞の与格交替に関する覚書*

南 佑 亮

1. 導入：問題の所在

英語には（1）のような文パターンが存在し、二重目的語構文（Double Object Construction, 以下 DOC）と呼ばれる。動詞の後に、間接目的語と直接目的語という2つの目的語がこの順で続くという特徴があり、学校文法の5文型では第4文型（SVOO）に相当する。この構文は、主語、動詞、間接目的語（Indirect Object, 以下 IO）、直接目的語（Direct Object, 以下 DO）という4つの文構成要素を保持したまま、意味を大きく変えることなく、（2）の文パターンに書き換えることができる。言語学において、（2）の文パターンは与格構文（Dative Construction）と呼ばれ、DOCと与格構文との間の書き換え関係は与格交替（dative alternation）と呼ばれている。

- （1） a. John gave Mary a present.
 b. John bought Mary a present.
- （2） a. John gave a present to Mary.
 b. John bought a present for Mary.

与格構文は、DOCにおけるDOに対応する名詞句が動詞の直後に続き、DOCのIOに相当する名詞句は前置詞を伴って表現され、前置詞としてtoを伴う場合（=2a）とforを伴う場合（=2b）の2種類があるといわれて

いる。本稿では、前者を to 与格構文、後者を for 与格構文と呼び、DOC との対応関係をわかりやすくするため、便宜的に与格構文における動詞の直後の名詞句を DO、前置詞に後続する名詞句を IO と呼ぶことにする。DOC と与格構文の形式をスキーマ的に表示すると、以下のようになる。

- (3) a. DOC : [S V IO DO]
- b. Dative Construction : [S V DO to/for IO]

このように与格構文が 2 種類存在するため、与格交替にも to タイプと for タイプの 2 種類が存在しており、ある DOC がどちらの与格構文と交替関係を持つかは、動詞ごとに決まっている (Pinker 1989)。それゆえ英文法書 (安藤2005, 江川1991, 綿貴・ピーターセン2006等) では、DOC (SVOO 型の文) と与格構文との間で交替関係を示す動詞を、(4) のように 2 種類に分けて提示している。

- (4) a. to 与格構文と交替する動詞 : give, hand, send, show, teach, …
- b. for 与格構文と交替する動詞 : bake, buy, get, make, …

管見の限り、どの英文法書も (4) のような分類の提示にとどまっており、なぜそうなっているかについては説明していない。しかし、「なぜ for 与格構文と交替する動詞が to 与格構文と交替しないのか」という疑問は多くの学習者が抱くであろうし、この疑問に対して「ただ、そうなっているからそうなのだ」と言って済ませてしまうには、(3b) に分類される動詞は意味クラスに一貫性がありすぎる。(5) に挙げるように、その大半が作成動詞 (Verbs of Creation) か獲得動詞 (Verbs of Obtaining) なのである (Levin 1993 : 49)。これらの動詞が to 与格構文で用いることができないという事実が意味論的な観点から説明できる可能性は十分にある。

(5) a. 獲得動詞 (Verbs of Obtaining) :

buy, earn, find, gain, get, order, rent, serve, save, …

b. 作成動詞 (Verbs of Creation) :

bake, build, cook, make, sew, fix, knit, weave, …

(岸本2001 : 131より抜粋)

以上を踏まえ、本稿は、(6)の問いに対して認知言語学的な観点からの解答を試みるものである。

(6) 獲得動詞と作成動詞が to 与格構文で用いられないのは何故か

2節では、(6)の問いを扱った先行研究を取り上げ、その問題点を指摘する。3節では、(6)に対する本論文の独自の解答を提示する。4節で今後の課題と展望を記し、本稿を締め括る。

2. 先行研究—Tyler (2012) の批判的検討

(7)に示されるように、DOCに生起する動詞のうち、獲得動詞と作成動詞は決して to 与格構文に生起できない。この理由について、Tyler (2012 : 192) は文の焦点 (focus) という語用論的要因で説明している。先行研究で指摘されるように、to 与格構文は前置詞 to で導かれている名詞句が表す受領者 (receiver) に文の焦点がある。一方、獲得動詞と作成動詞は DOC では「意図された移送 (Intended Transfer)」を表し (Goldberg 1995)、主語で表される与え手の意図 (giver's intentions) に焦点が置かれる。この「意図された移送」という意味概念と to 与格構文の間の焦点の不一致によりこれらの動詞が to 与格構文から排除されると Tyler は説明する。

(7) a. *Marge baked a cake to Homer.

b. *Paul made a bowl to Donna.

c. *Kathleen sewed a costume to Lexi. (Tyler 2012 : 192)

この説明には、少なくとも3つの問題点がある。第一に、DOCにおける当該動詞の意味解釈と、to 与格構文の持つ構文的意味とのマッチング関係を吟味する必然性がない。*give*のような動詞の場合と同様、同じ動詞でも、DOCに生起するときとto 与格構文に生起するときでは意味解釈は異なったものになるはずである。すなわち、DOCにもto 与格構文と同様に、独自の焦点位置がある筈である。Tyler自身もGoldberg(1995)の考えを踏襲し、DOCとto 与格構文が異なる焦点位置を持つことを認めている。(8)と(9)のやりとりに示されるように、DOCは移送物に焦点があり、to 与格構文は受け取り手に焦点が置かれるのである。

(8) a. **What** did Eliot give Jennifer?

He gave her **flowers**. (Tyler 2012 : 178)

(9) a. **Who** did Eliot give the flowers to?

He gave them to **Jennifer**. (ibid.)

したがって、(7)の事実に対するTylerの説明が正しいとすれば、獲得動詞と作成動詞はDOCにおいて、与え手の意図と移送物の2か所に焦点を持つことになる。しかし、ここでは不一致が生じず、容認される。ところが、to 与格構文において与え手の意図と受け取り手の2か所に焦点が当たった場合には不具合が生じるという。この2つのケースの違いをさらに説明しない限り、Tylerの説明は(6)に十分に答えたことにはならない。

第二に、仮に焦点の不一致による説明が妥当だとしても、なぜ当該の動詞群がfor 与格構文には生起できるのかが説明できない。for 与格構文もまた、to 与格構文のto 名詞句と同様に、for 名詞句に焦点が当たっている(綿貫・ピーターセン2006:11)。もしそうであれば、なぜfor 与格構文との焦点の不一致は問題がなく、to 与格構文との焦点の不一致だけが文の不

適格性に繋がるのかという疑問が生じ、問題は振り出しに戻ってしまう。

第三に、そもそも与え手の意図という概念が非常に曖昧である。たとえば、次の2つの文の容認性の違いを説明できるかどうかは疑わしい。

- (10) a. *I bought the book to her.
b. I sold the book to her.

おそらく Tyler は、(10a) を、*buy* が「意図された移送」を表し、与え手の意図に焦点があるため *to* 与格構文の焦点構造と一致しない、と説明するのであろう。しかし、(10b) の場合には与え手の意図に焦点がないとなぜ言えるのか。同じように、売り手 (=I) は *to* 名詞句 (=her) に本を売る意図をもって売った可能性は十分にある。(10b) において与え手の意図に焦点がない根拠は、現に動詞 *sell* が *to* 与格構文で用いられているという事実しかない。言うまでもなく、これは循環論に陥っている。

以上の問題の原因は、Tyler が焦点という語用論的な概念に訴えてしまったことにあるといえる。次節では、意味論的な観点から代案を模索する。

3. 代案

本節では、「所有」と「存在」の概念に基づく言語化の制約を提案し、それが獲得動詞と作成動詞が *to* 与格構文から排除される原因となっていることを論じる。さらに、その制約が *to* 与格構文以外の現象の場合にも妥当なものであることも示していく。

3.1. 「所有」と「存在」の表現可能性に関する制約

to 与格交替が可能な動詞として典型的なものは授与動詞 (verbs of giving) であり、授与動詞が DOC と与格構文に生起する事例の意味分析には「所有」の概念が引き合いに出されることが多い。その際、DOC では IO が DO を所有するに至ることを含意するが、与格構文には必ずしも

そのような含意がないという点がよく指摘される。(11a)はMaryが本を所有するに至ったということを含意するが、(11b)には必ずしもそのような含意がない。

- (11) a. I gave Mary a book.
b. I gave a book to Mary.

本稿で着目したいのは、このようなIOとDOの間の所有関係ではなく、主語とDOの間の所有関係である。主語とDOの間の所有関係に関しては、DOC、与格構文ともに、主語指示物が所有していたDOが主語指示物の所有物ではなくなるという変化を表している。ただし、描かれている事態には必ずしも「所有」の関係が認められない場合もある。(12)が描いているのは、Johnの所有物であったボールがPatの所有物になったという状況ではなく、Johnのところにあったボールが(ジョンが蹴ったことで)Patのところに移動した、という状況である。

- (12) a. John kicked Pat the ball.
b. John kicked the ball to Pat.

この場合は、「所有」よりも「存在」という方が適切であろう。Johnのところ存在したボールがPatのところに移動した、つまり存在する場所が変化したということである。この変化を「存在関係の変化」と呼ぶとするならば、(12)の場合DOC、与格構文ともに、主語のところ存在したDOが主語のところには存在しなくなるという存在関係の変化を描写している。これは(11)の所有関係の変化と並行的である。

さて、同じ観点から獲得動詞と作成動詞の意味の性質を考えてみよう。獲得動詞は、*give*と同じく所有関係の変化を表す。しかし、*give*とは違い、主語指示物があるモノを所有するに至るという事態を表す。(13)は、私が

獲得動詞と作成動詞の与格交替に関する覚書

本を所有するに至ったという変化を含む。一方、作成動詞は、主語指示物が、あるモノを作り出すという事態、すなわち、モノの存在関係の変化を表す。(14) は、私が焼いたことでケーキの存在が私のところにもたらされたということである。いずれの場合も、語彙レベルで所有関係または存在関係の変化を表すという特徴がある。

(13) I bought a book.

(14) I baked a cake.

では、to 与格構文にこれらの動詞が用いられた場合、何が起こるのだろうか。to 与格構文の to IO は、DO の移動経路 (=to) と移動先 (=IO) を表現している。(11) や (12) の場合と同じく、DO が主語指示物のもとを離れ、IO のところに移動する（場合によっては IO が DO を所有する）という変化を表す。この意味関係を、獲得動詞と作成動詞の意味関係と整合させようとするとうどうなるか。獲得動詞の場合、to 句を伴わない時点ですでに DO が主語の所有物になるという変化を表している。そこに to 句を伴うことで、その DO が再び主語の所有物ではなくなるという変化が加えられる。作成動詞の場合は、語彙レベルで DO が主語指示物のところに存在するようになるという変化を表しているところに to 句を伴うことで、その DO が主語指示物のところに存在しなくなるという存在関係の変化を表す。これらまとめると、それぞれ (15)、(16) のようになる。

(15) 獲得動詞 + to 与格構文 (*I bought a book to Mary.)

[所有変化① (DO が主語の所有物になる) → 所有変化② (DO が主語の所有物ではなくなる)]

(16) 作成動詞 + to 与格構文 (*I baked a cake to Mary.)

[存在変化① (DO が主語のもとで存在するようになる) → 存在変化② (DO が主語のところに存在しなくなる)]

2つのケースに共通するのは、元々は主語のところには存在していなかった DO がなんらかの形で主語のもとに存在するようになり、次にその DO が主語のもとを離れているという図式である。獲得動詞の場合、主語と DO の間に「所有」という関係が加えられている。

以上の分析は、以下のような認知的制約の存在を示唆している。

- (17) 単一の動詞を含む節内で、特定の2つの参与者間に認められる存在（所有）関係の変化を2つ以上描写することはできない。

獲得動詞や作成動詞が to 与格構文で用いられると、主語と DO の間の所有・存在関係が2度変化する事態を描写することになってしまい、(17) の制約に反する。一方、to 与格交替タイプの *give* や *kick* 等の動詞は、(17) には矛盾しない。所有・存在関係の変化を2つ表しうるが、1つは主語と DO の間で、もう1つは IO と DO の間で発生する変化であるため、同一の参与者ペアの関係の変化ではないからである。

ところで (17) は、獲得動詞と作成動詞が for 与格構文からは排除されないという事実とも符合している。for 句は移動経路と移動先を表すのではなく、受益者 (beneficiary) を表すからである。(18) の文はいずれも、本やケーキが Mary のところへ移動することを含意していない。ただ、主語の行為が Mary に対して何らかの利益をもたらしたということを意味しているだけである。

- (18) a. I bought a book for Mary.
b. I baked a cake for Mary.

3. 2. DOC における獲得動詞と作成動詞

(17) の原則は to 与格構文に限ったものではなく、単一の動詞から成るあらゆる構文事象に当てはまる可能性がある。まずは最も手近なところで、

DOC を取り上げておく。既に確認したとおり、獲得動詞と作成動詞は、DOC には生起可能である。しかし、これらの動詞は、(13) と (14) で見たように、目的語を一つしか取らなくても文が成立する 2 項動詞である。Goldberg (1995) は、(19) のようにこれらの動詞が DOC に生起する時、語彙的には 2 項しか持たない動詞に DOC の構文的意味により IO の項 (例の下線部) が強制 (coercion) されると説明する。

- (19) a. John bought Mary a book.
b. Mary baked John a cake.

ただし、Goldberg によれば、DOC の事例が表す意味は授与動詞が生起する場合が中心的 (プロトタイプの) であり、(19) のような作成動詞・獲得動詞の場合は「IO に DO を渡すことを意図して当該の行為 (= 獲得行為) を行う」という中心義からは少し外れた意味を表し、IO が DO を所有するという含意はない。要するに、形式の上では構文が一方的に 1 つの項 (= IO に対応する項) を強制していることになるが、意味の上では、動詞の語彙的な意味と構文の意味との間の不一致を解決するため、動詞に行為者の意図の内容という意味が加わると同時に構文の方も動詞の意味構造に合うように意味を柔軟に拡張させていると言える。いわば、動詞と構文の間の意味のすり合わせのようなことが起こっている。そしてこのようなすり合わせが生じる原因の 1 つが、(17) の認知的・情報処理的な制約であると考えられる。もし DOC において IO と DO の間に所有関係が成立してしまうと、主語が DO を手放すという所有関係の変化を必然的に含意してしまい、(17) に違反してしまう。しかし IO と DO の間の所有関係を意図しているだけならば、主語が DO を所持し続けた可能性が排除されないため、(17) には反していないのである。

3. 3. その他の場合

(17) の制約はさらに、以下のような事実も予測している。

- (20) a. *John bought a book to Mary.
b. John bought a book from Mary.

(20) は獲得動詞 *buy* の例である。既に述べたとおり、(20a) のように、John が購入した本の移動先を表す *to* 句を伴うことはできない。2つの所有関係変化がどちらも John と本の間で起こるものなので、(17) に違反する。しかし (20b) のように、John が購入した本の販売元を表す *from* 句を伴うことは可能である。この場合は、*from* 句によって本が Mary の所有物ではなくなったという所有関係の変化を付け加えることになるが、これは (17) には違反していない。この文で描かれる2つの所有関係の変化が、Mary と本の間と John と本の間で起こるものなので、(17) には違反していない。

これに関連して、授与動詞の *to* 与格構文に用いられる場合、DO の入手元を表すために *from* 句を伴うことができないという事実が指摘できる。

- (21) *John gave a book (to Mary) from Jane. (※ John が Jane から本を受け取り、それを Mary に渡した、という意味を意図した場合)

(21) は、John が Jane から本をもらったという所有関係の変化に加え、John が Mary にあげるためにその本を手放したという所有関係の変化が John と本の上に生じているため、(17) に違反し、不適格になっている。

4. おわりに一課題と展望

本稿は、*to* 与格構文に獲得動詞と作成動詞が分布できない理由について、

焦点という語用論的な概念ではなく「所有」「存在」という意味論的・概念的な観点から説明を試みた。3節で触れたように、本稿で提案した制約(17)の射程範囲はDOCと与格構文に留まるものではない可能性が高い。しかし同時に、(17)が与格交替に関するすべての事実を説明するわけではない。例えば、獲得動詞と作成動詞だけでなく、演技動詞(Verbs of Performance)に分類されるいくつかの動詞もDOCとfor与格構文の間で与格交替し、to与格構文からは排除されるという事実がある(岸本 2001: 131)が、この事実が(17)の制約に帰せられるかどうかは意見の分かれるところであろう。(22)の場合、Johnがダンスを踊ったことでダンスがJohnの元に存在したと見做せるだろうか。メタファー的な意味では「存在」したと言えるかもしれない。

- (22) a. John danced Mary a beautiful waltz.
b. John danced a beautiful waltz {for/*to} Mary.

さらに、獲得動詞に分類される *find* や *call* のような動詞についても類似の点が指摘できる。(23b) や (24b) で、目的語指示物が一端、主語指示物の領域内に存在することになるのだろうか。

- (23) a. John found me a good job.
b. John found a good job {*to/for} me.
(24) a. John called me a taxi.
b. John called a taxi {*to/for} me.

以上のような容易に捉えがたい事例も射的に収めるために(17)の制約を改善すべきかどうかの判断は今後のさらなる検証を待たねばならない。(22)–(24)のbは(17)とは別の要因によって不適格になっている可能性も否定できない。

特定の構文現象にまつわる事実に説明を与えようとする時、その事実がその構文独自の性質に起因するものなのか、より一般性の高い原則によるものなのかは慎重に見極める必要があり、両者を混同してはならない。本稿の議論はそのような文脈において進められた。今後は、(i) 与格交替（特に与格構文）という特定の構文現象に関するさらに細かな事実観察と分析、および (ii) (17) の制約の精緻化およびその他の一般的原理との関係性の探究、という2つの角度から研究を進めていかねばならないであろう。

注

* 本稿の一部は神戸女子大学文学部2012年度後期開講科目「英語学特殊講義Ⅱ」での講義内容に基づいている。率直な意見を戴いた受講生の皆さんに記して感謝申し上げます。

参考文献

- 安藤貞雄 (2005) 『現代英文法講義』 開拓社, 東京.
- 江川泰一郎 (1991) 『英文法解説 改訂三版』 金子書房, 東京.
- Goldberg, Adele E. (1995) *Constructions: A Construction Grammar Approach to Argument Structure*, Chicago University Press, Chicago.
- 岸本秀樹 (2001) 「二重目的語構文」 影山太郎 (編) 『日英対照 動詞の意味と構文』 127-153, 研究社, 東京.
- Levin, Beth (1993) *English Verb Classes and Alternations: A Preliminary Investigation*, University of Chicago Press, Chicago.
- Pinker, Steven (1989) *Learnability and Cognition: The Acquisition of Argument Structure*, MIT Press, Cambridge, Mass.
- Tyler, Andrea (2012) *Cognitive Linguistics and Second Language Learning: Theoretical Basics and Experimental Evidence*, Routledge, New York and London.
- 綿貫陽・マーク＝ピーターセン (2006) 『表現のための実践ロイヤル英文法』 旺文社, 東京.